

組合掲示物の不当撤去に抗議！

10月1日22時過ぎ、会社は大二運の組合掲示板から「大一運・大二運情報 4 WDN0.8」を撤去しました。

会社による組合掲示物の不当撤去は、昨年9月29日に東京高裁で「不当労働行為」の判決が下され、さらに今年3月16日には最高裁で会社の控訴を棄却され組合側の完全勝利を勝ち取りました。

そして「不当労働行為」の認定に基づき、会社から東海労本部と私たち分会に対して「謝罪文」の手交が行われました。

しかし、わずか半年で会社は、最高裁判決を無視し、「謝罪文」を手交したことをも反古にする行為を行ったのです。

撤去された掲示物の内容は、会社・管理者が一体となって行ったパワハラを伝える掲示です。私たちは管理者の言動に基づいた事実を伝えましたが、この事実が会社にとって都合が悪い事実だったのでしょう。

私たちは、最高裁判決を無視した、掲示物不当撤去、絶対に許すことができません！

会社の「謝罪文」は単なる紙切れだったのか！？

2010年10月2日

大阪第二運輸所分会